

外国人雇用はルールを守って適正に！

～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労管理を～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）・労働基準監督署では政府全体での取組として毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にかかる次の事項について、事業主を始め国民の皆さま方の一層のご理解とご協力をお願いします。

◆ 外国人を雇用する際の注意事項

外国人を雇用する際には、次のような点にご注意をいただくとともに、適正な雇入れをお願いします。

◇ 外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる「入管法」といいます。）により「技術・人文知識・国際業務」や「技能」、活動に制限のない「定住者」等の一定の在留資格を持つ在留期間内の者（パスポート、在留カード（外国人登録証明書）等に記載）に限られています。

資格外活動許可がない「短期滞在」や「家族滞在」の在留資格の者が就労した場合や、在留期間を経過して就労する者は不法就労となります。

◇ 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法、労働保険（労災保険・雇用保険）をはじめとする労働関係法令や、社会保険（厚生年金・社会健康保険）が適用されます。

◇ 不法就労者を雇用した者やあつせんした者、また集団密航者を雇用している者は、「入管法」により厳しい処罰を受けることがあります。

◇ 違法な仲介業者から外国人を受入れないようにしてください。

◇ 採用にあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）をご利用ください。

◆ 雇用対策法により、すべての事業主は、外国人労働者の雇用または離職の際に、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限、国籍などを確認しハローワークへ届出ることが義務付けられています。

※「外国人雇用状況届出制度」内容については、愛知労働局ホームページをご覧ください。

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409.html

また、厚生労働省では、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容を法律に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定しています。

【例えば】

- ・外国人採用の意義、特に外国人留学生向けの採用枠
- ・労働法令の遵守、労働・社会保険への加入
- ・多様な人材が能力発揮しやすい職場環境の整備
- ・解雇の予防、再就職援助
- ・雇用状況の届出など

事業主の方々は、この指針に基づき、外国人が在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人労働者の雇用管理、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

◆ 外国人労働者相談コーナー

外国人労働者の労働条件の確保について、事業主等への啓発・指導等を行うとともに、「外国人労働者相談コーナー」を設置して、英語、ポルトガル語による相談に応じています。

名称	住所	相談時間・曜日・言語
愛知労働局 労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館 2階 Tel 052-972-0253	9時30分～16時30分 火・木 英語 火・水・木・金 ポルトガル語
豊橋労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎内 Tel 0532-54-1192	9時30分～16時30分 火・木 ポルトガル語

※12時～13時は休憩時間とさせていただきます。

◆ 外国人雇用サービスコーナー等

次のハローワーク（公共職業安定所）等に通訳を配置し、外国人求職者を対象とした職業相談、職業紹介を行っています。

配置所	電話番号	相談時間・曜日・言語
名古屋外国人雇用サービスセンター	Tel 052-264-1901	10時～18時 月～金 中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語
名古屋南 公共職業安定所	Tel 052-681-1211	9時～17時 月～金 ポルトガル語 / 火 英語
豊橋 公共職業安定所	Tel 0532-52-7191	9時～17時 月～金 ポルトガル語 / 火・水 スペイン語 / 月・水・木・金 英語
豊橋外国人職業相談センター	Tel 0532-57-1356	9時～17時 月～金 ポルトガル語 / 火・水・木 スペイン語 / 月・水・木 英語
岡崎 公共職業安定所	Tel 0564-52-8609	10時～17時 月～金 ポルトガル語・英語
一宮 公共職業安定所	Tel 0586-45-2048	9時30分～16時30分 月～金 ポルトガル語
半田 公共職業安定所	Tel 0569-21-0023	9時～16時 月・火 ポルトガル語 9時～17時 水 ポルトガル語
豊田 公共職業安定所	Tel 0565-31-1400	9時～17時 月～金 ポルトガル語 / 水・木・金 スペイン語
津島 公共職業安定所	Tel 0567-26-3158	9時～17時 火・木 ポルトガル語
刈谷 公共職業安定所	Tel 0566-21-5001	9時～17時 月～金 ポルトガル語 / 火・水・木 スペイン語・英語
西尾 公共職業安定所	Tel 0563-56-3622	9時～17時 月・水 ポルトガル語
犬山 公共職業安定所	Tel 0568-61-2185	9時～17時 月・火・木 ポルトガル語・スペイン語
豊川 公共職業安定所	Tel 0533-86-3178	9時～17時 火・水・木 ポルトガル語
春日井 公共職業安定所	Tel 0568-81-5135	9時～17時 月～金 ポルトガル語

※12時～13時は休憩時間とさせていただきます。

◆ お問い合わせ先

- ◇ 外国人労働者の雇用などについては
ハローワーク（公共職業安定所）
名古屋外国人雇用サービスセンター（Tel：052-264-1901）
愛知労働局職業安定部職業対策課（Tel：052-219-5508）
- ◇ 外国人労働者の労働条件の確保については
愛知労働局労働基準部監督課（Tel：052-972-0253）
- ◇ 愛知労働局のホームページもご利用ください。

<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>